

議案第45号 説明資料

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)				○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)			
第1条～第10条 略				第1条～第10条 略			
別表第1 (第3条関係) 保育料金表				別表第1 (第3条関係) 保育料金表			
		階 層 区 分				階 層 区 分	
		保育料の額 (月額)				保育料の額 (月額)	
		教育標準時間				教育標準時間	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円	第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)		2,000円	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)		2,000円
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税	所得割課税額 77,100円以下	<u>11,900円</u>	第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税	所得割課税額 77,100円以下	<u>8,500円</u>
第4階層	課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	17,400円	第4階層	課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	17,400円
第5階層		所得割課税額 211,201円以上	21,800円	第5階層		所得割課税額 211,201円以上	21,800円
備考 略				備考 略			
別表第2及び別表第3 略				別表第2及び別表第3 略			